

石狩市で新婚生活をスタートする方へ費用を助成します

【対象となる世帯】

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までに婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- 夫婦ともに婚姻日において 39 歳以下であること
- 夫婦の令和 7 年分の所得の合計額が 500 万円未満の世帯
- 市の指定する講座等を受講または受講を予定していること(詳細後述)

※ 令和 7 年分の所得とは、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間の所得です。

※ 収入ではなく「所得」ですのでご注意ください。(例：給与収入 6,700,000 円の場合、給与所得 4,930,000 円)

※ 申請時点において貸与型奨学金を返済している場合は、令和 7 年中の返済額を所得から控除できます。

※ 申請者及び世帯員が、他の公的制度による家賃補助を受けている場合や、過去に結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けている場合は、申請することができません。

【対象となる費用】

婚姻日の 1 年前の日から令和 9 年 2 月 26 日までの期間中の転入（転居）にかかる費用

- 新規の住宅取得費用（建物）
- 新規の住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 結婚に伴う引越費用（引越業者・運送業者等に支払った費用）
- 新規の住宅リフォーム費用（結婚に伴う引越しを機にリフォームし、市内事業者を支払った費用）
※令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までの期間に支払った費用（領収書等で確認できるもの）が対象になります。これから支払う予定の費用は対象になりません。

【助成額】

- 夫婦ともに婚姻日において 29 歳以下の世帯：上限 60 万円
- 夫婦の一方または双方が婚姻日において 30 歳以上の世帯
 - ・住宅取得費用を申請する場合：上限 60 万円
 - ・上記以外の場合：上限 30 万円

【申請受付期間】

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

※先着順のため、本市の予算額（768 万円）に達した時点で受付終了となります。受付が終了した場合は、ホームページにてお知らせいたします。

【提出書類】

- 補助金交付申請書 <別記第 1 号様式>
- 婚姻届受理証明書または戸籍謄本、その他婚姻を証する書類
- 世帯を構成する夫婦に係る住民票

所得証明書は令和8年1月1日現在にお住まいの市町村で発行できます

夫婦それぞれの令和7年分（令和8年度）所得証明書

※ 4～5月に申請する場合、令和6年分（令和7年度）の所得証明書

令和7年1月1日現在にお住まいの市町村で発行できます

- 【購入に係る住居費対象の場合】売買契約書及び領収書の写し <裏面もご覧ください>
- 【賃借に係る住居費対象の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し
- 【貸与型奨学金を令和7年中に返済した場合】返済額がわかる書類（奨学金返還証明書など）
- 【引越費用対象の場合】引越しに係る領収書の写し
- 【賃借に係る住居費対象の場合】住宅手当支給証明書 <別記第2号様式>
- 【リフォーム費用対象の場合】工事請負契約書及び領収書の写し
- 補助金請求書 <別記第6号様式>
- 支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート

【市の指定する講座等】

申請される方および世帯全員が以下の内容のどれかに係る講座を受講または受講を予定している必要があります。

- ①. ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
- ②. プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④. 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

これらにつきましては企画課にて講座等をご案内しておりますので、事前にご相談ください。

●お問い合わせ先

石狩市役所企画政策部企画課（市役所3階） TEL：0133-72-3161

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）



石狩市結婚新生活支援事業のHPはこちら→